

## 「みんなのえんがわ（市民活動センター）」プロジェクトの推進業務 委託に係るプロポーザル実施要項（公募型）

### 1 趣旨

市民活動センターにおいては、これまでから「登録団体交流会」を実施するとともに、「市民活動応援フェスタ」など、新たな「つながり」や「出会い」の機会を創出しているところであるが、令和5年10月に、市民活動センターが新施設（※下記参照）への移転を予定していることから、より一層、多様な主体による「交流」及び、新たな「つながり」や「出会い」の機会を創出し、「協働」と「パートナーシップ」によるまちづくりを行える体制づくりが必要である。

そこで、センター登録団体、市内で活動している人、NPO法人及び大学生（主にサークル団体）を対象に、新たな施設へ移転した際、その「場」を活用して、それぞれの団体がしたいこと・できることや、希望する使い方などのアイデアを出し合うワークショップを実施するものである。

その実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

（※新施設について <https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/shiminkaikanatochikatuyou/48426.html>）

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

「みんなのえんがわ（市民活動センター）」プロジェクトの推進業務

#### (2) 業務の目的

市民活動センターの新施設への移転を見据えた「新しい共感を発見」できる具体的な活動の提案やアイデアを検討するとともに、その拠点となる「市民活動センター」の使い方をはじめ、求められる体制や機能を検討し、多様な主体の「出会い」や活動する「場」の提供に加え、公益活動の更なる活性化の一助とすることを目的とする。

#### (3) 業務内容（詳細は仕様書のとおり）

ア 『市民活動センターの新施設への移転を見据えた「新しい共感を発見」できる具体的な活動の提案やアイデアを検討するためのワークショップ』

イ 『市民活動センターの使い方をはじめ、求められる体制や機能を検討するためのワークショップ』

ウ 『(仮) みんなのえんがわ（市民活動センター）としての使い方及び求められる体制や機能に関する報告書の作成』

#### (4) 業務期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 当該業務の予算要求額（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

4,222,000円（税込）

※この契約については、市議会の予算議決を要するため、議決が得られた後契約を締結する。万一、議決が得られなかったときは、この見積は無効とする。これに対して損害を与えることがあっても、本市は損害の責めを負わないものとする。

※提案額（参考見積額）が、予算要求額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

なお、本プロポーザルはプレゼンテーションを公開で実施するものとするが、次のいずれかに該当する項目については、公開しないものとする。

- (1) 個人に関する情報（茨木市情報公開条例（平成15年茨木市条例第35号。以下「条例」という。）第7条第1号）
- (2) 法人等に関する情報（条例第7条第2号）
- (3) 任意の提供に関する情報（条例第7条第3号）
- (4) 公共の安全等に関する情報（条例第7条第4号）
- (5) 審議、検討に関する情報（条例第7条第5号）
- (6) 事務又は事業に関する情報（条例第7条第6号）
- (7) 法令等の規定による情報（条例第7条第7号）
- (8) 公開することにより、プロポーザル方式における公正かつ円滑な審査が著しく阻害されるもの

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 市民活動を行っている団体等を対象としたワークショップを行った実績があり、本事業の趣旨を十分に理解し、事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施できる者であること。
- (2) 別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に登載されているものについてはこの限りでない。
- (3) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

## 6 説明会

- (1) 開催日時：令和3年2月24日（水）  
午後2時30分から午後3時30分まで
- (2) 開催場所：茨木市役所 本館6階入札室

※説明会に参加しなかった者の本プロポーザルへの参加は認めない。

## 7 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、FAX番号・担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メール又はFAXで市民協働推進課宛に送信すること。

提出期限：令和3年2月26日（金）午後5時まで（必着）

提出先：茨木市 市民文化部 市民協働推進課

E-mail：shiminkyoudou@city.ibaraki.lg.jp

又は

FAX：072(620)1715

※ 電子メール又はFAX以外の方法による質問は受け付けません。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：令和3年3月2日（火）午前9時から

掲載場所：茨木市HP 市民協働推進課のページ

## 8 参加申込及び資格審査

- (1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実績調書（様式3号）

② 業務実施体制調書（様式4号）

イ 提出先：茨木市 市民文化部 市民協働推進課（茨木市役所本館2階）

ウ 提出期限：令和3年3月4日（木）午後5時まで（必着）

※持参の場合は、土日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

エ 提出方法：郵送又は持参

- (2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式5号）により令和3年3月5日（金）までに参加希望者に通知するものとする。

- (3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式6号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに市

民協働推進課へ提出すること。

## 9 企画提案書等の作成及び提出

### (1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書及び説明会での説明等に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記ウ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

### (2) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式 A4サイズ縦 10ページ程度）

- ① 『市民活動センターの新施設への移転を見据えた「新しい共感を発見」できる具体的な活動の提案やアイデアを検討するためのワークショップ』
- ② 『市民活動センターの使い方をはじめ、求められる体制や機能を検討するためのワークショップ』
- ③ 『(仮) みんなのえんがわ（市民活動センター）としての使い方及び求められる体制や機能に関する報告書の作成』
- ④ 業務の実施方針、取り組み体制、スタッフの特徴、その他本業務を実施するに当たって配慮すべき事項について  
※企画提案書は、仕様書に示された事項を踏まえて作成すること。  
※企画提案書（副本）には、会社名等を記載しないこと。

イ 作業スケジュール（任意様式）

ウ 参考見積書及び内訳書（指定様式）

期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（様式7号）

なお、受注候補者については提案内容の調整を行った後、再度見積を徴取する。

### (3) 提出方法等

ア 提出期限：令和3年3月17日（水）午後5時まで（必着）

※持参の場合は、土日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

イ 提出場所：茨木市役所 本館2階 市民文化部 市民協働推進課事務室

ウ 提出方法：郵送又は持参

エ 提出部数

正本1部

副本8部（上記(2)ウの参考見積書及び内訳書を除く）

なお、上記(2)ウの参考見積書及び内訳書は、原本1部のみを自社の封筒に入れ、業務名を記入した後、密封の上、提出すること。

### (4) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

## 10 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

### (1) 第1次審査(書類審査)令和3年3月18日(木)予定

提出された業務実績調書等内容及び提案額(参考見積書)を下記11(1)書類による事務局審査で示す審査基準に基づいて審査し、評価の高い提案者から順に5者を第1次審査の通過者とする。ただし、参加者が5者以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において(事務局審査(第1次審査))及び(プレゼンテーションによる審査(第2次審査))を併せて行い、最も評価点の高い提案者を候補者として決定するものとする。第1次審査を省略する場合には、別途通知するものとする。

### (2) 第2次審査(プレゼンテーションによる審査)令和3年3月24日(水)予定

第1次審査の通過者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションによる審査を実施し、審査基準に基づいて再評価するとともに、プレゼンテーションの内容による点数を加算し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

ア プレゼンテーションは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用して行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。

イ プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、映写機器(スクリーン・プロジェクター)は、市で用意する。

ウ 提案者の出席は、2人以内とする。

### (3) 審査結果の通知

#### ア 第1次審査

##### ① 結果通知

第1次審査の結果は、令和3年3月19日(金)に当該審査を行った全者に対し通知する。なお、第1次審査の通過者にのみ、審査結果と併せてプレゼンテーションの日程を通知する。

##### ② 結果に対する問合せ

第1次審査を通過しなかった提案者は、令和3年3月24日(水)まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

#### イ 2次審査

##### ① 結果通知

第2次審査の結果は、令和3年3月26日(金)に当該審査を行った全者に対し通知する。

##### ② 結果に対する問合せ

第2次審査により候補者とならなかった提案者は、令和3年3月31日(水)まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

11 審査基準及び配点

審査基準及び配点は別紙のとおりとする。

(1) 審査基準

<事務局書類審査 50点満点>

	審査項目	配点
①	本業務に適した※類似業務、関連業務の実績があるか。(様式2関係)	5点
②	担当者に本業務に適した十分な経歴があり、その知識、ノウハウ、経験等を生かすことが期待できるか。(様式3関係)	10点
③	事業金額【令和3年4月1日から令和4年3月31日まで】 全提案者のうち、最低見積金額を提示した提案者を35点とする。 2位以下については、(参加業者中最低見積額/各社見積額)×35点とする。 (様式7号関係)※小数点以下切捨て	35点

※類似業務：市民活動に関わる団体を対象としたワークショップ

関連業務：市民活動に関する事業展開

<プレゼンテーションによる審査 300点満点 (50点×6人) >

	審査項目	審査内容	配点
企画提案書	ワークショップ	①ワークショップの実施に向けた協議事項や調整方法などが具体的に提案されているか。また、仕様書に示された事項以外に、独自の視点から本市にとって有益な提案がなされているか。	10点
		②新施設のコンセプト「育てる広場」の考え方をはじめ、参加者の今後の活動に対する意識や行動の変容を促すような学びのほか、みんなのえんがわ(市民活動センター)として、必要な体制や機能を考えるために必要な事例や示唆を与えるような手法が提案されているか。	10点
		③ワークショップで提案された、「みんなのえんがわ(市民活動センター)」としての使い方について、具体的な活動の実施につなげるための手法が提案されているか。また、多様な主体との連携を支えるために必要な体制や機能を考えるための手法が提案されているか。	20点
	報告書	④ワークショップの結果を踏まえた報告書の作成となっているか。また、市民活動センターに求められる体制や機能等について、指定管理者の募集要項や業務仕様書(案)まで作成するものとなっているか。	5点
	共通事項	⑤理論的で実現性の高い提案がなされているか。また、スケジュール・実施体制(ワークショップ当日の新型コロナウイルス感染症対策含む)等について、実現可能な提案がなされているか。	5点

(2) 配点

- ①事務局審査 50点
- ②選定会議審査 300点 (50点×6人)
- ①と②の合計350点

12 候補者の決定

候補者は、別紙採点基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

- (1) 事務局審査及び選定会議審査の結果により、評価点が合計210点以上の提案者の中から、最高点の者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、かつ提案額が同額の場合は、プレゼンテーションによる審査の審査内容③の点数の高い者を候補者として決定する。
- (4) 上記(3)によっても、なお最高点の者が複数ある場合は、くじにより候補者を決定する。
- (5) 参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、審査を行い評価点が210点以上であった場合に候補者とする。

13 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額（参考見積額）を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

14 情報公開

選定の過程及び評価結果、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

15 日程

説明会（仕様）	令和3年2月24日（水）
質問期限	令和3年2月26日（金）午後5時まで（必着）
質問に対する回答	令和3年3月2日（火）午前9時から
参加申込期間	令和3年2月24日（水）から 令和3年3月4日（木）午後5時まで（必着） ※土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。
参加資格審査結果通知	令和3年3月5日（金）
企画提案書提出期間	令和3年3月5日（金）から 令和3年3月17日（水）午後5時まで（必着） ※土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。
第1次審査	令和3年3月18日（木）
第1次審査結果通知	令和3年3月19日（金）
第2次審査	令和3年3月24日（水）（予定）
第2次審査結果通知	令和3年3月26日（金）（予定）
契約締結	令和3年4月1日（木）（予定）
業務開始	令和3年4月1日（木）（予定）

16 その他

- (1) 参加者が1者のみであった場合も、本プロポーザルは中止しない。
- (2) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ア 本業務に係る説明会に出席しなかった者
  - イ 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
  - ウ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
  - エ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

17 担当部署

茨木市 市民文化部 市民協働推進課 担当 松井・山本  
TEL 072-620-1604（直通）  
FAX 072-620-1715  
E-mail : shiminkyoudou@city.ibaraki.lg.jp